

2015年度同志社大学大学院司法研究科
転入学試験問題（Cコース）解説
憲法

【コメント】

グローバル化や婚姻・家族のあり方の多様性の進展といった社会状況の変化に対応して種々の憲法問題が生じてきている。こうした問題に対する最高裁判所の対応状況の到達点・現段階を知ることのできる参照判例としては、たとえば、①最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁、判例時報2197号10頁（婚外子法定相続分區別規定違憲判決）＜憲法判例百選29番＞、②最大判平成20年6月4日最高裁判所民事判例集62巻6号1367頁、判例時報2002号3頁（国籍法3条1項違憲判決）＜百選35番＞、③最大判平成17年9月14日（在外国民選挙権制限規定違憲判決）民集59巻7号2087頁、判例時報1908号36頁＜百選152番＞などがある。

本問事例（④）は、国籍確認請求事件で憲法14条1項違反の主張が行われたという点で②と類似するが、②が婚外子による国籍確認請求事件であるのに対し、④は（外国で出生した）婚内子による国籍確認請求事件であるとの差異がある。本問は、この差異に留意し、国籍法12条により生じている区別の憲法適合性についての検討を求めるものとして出題した。

基本的には、判例を「知っている」ことを示した答案となっているか、憲法14条1項違反以外の主張の可能性について考慮が及んでいるか、立論展開力・文章力などを総合考慮して採点評価した。

なお、上告理由では＜憲法13条を根拠とする国籍を奪われない権利（国籍保持権）＞の侵害の主張も行われていたが、最3小判平成27年3月10日（判例集未掲載）は憲法14条1項についてのみ言及し、憲法13条については言及していない。この最高裁判決の評価に際しては、上告理由では＜新しい人権で憲法13条を根拠とするもの＞の司法的承認の要件としての権利の明確性・特定性・独自性の要件や憲法13条適用における補充性の要件などに関する詳細な立論が展開されているとはいいがたいところがあることに、注意する必要がある。